

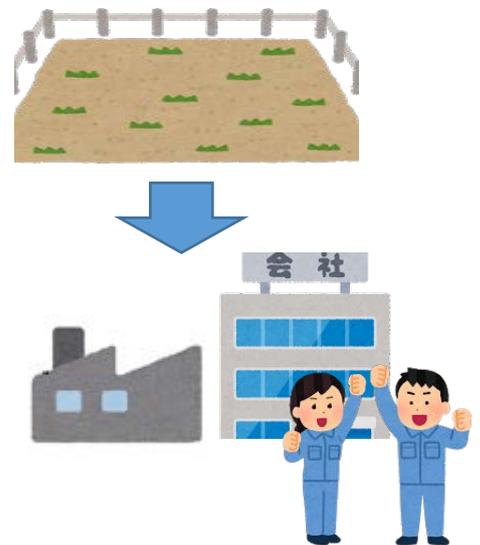
あなたの所有する遊休地などを登録しませんか

企業誘致用地等登録制度のご案内

町民の皆さんなどから用地情報を提供いただき、町内の遊休地や空き工場などを所有者の同意の上で登録し、企業立地用地等として、横芝光町内に立地を希望する企業に紹介することで、企業誘致を促進し雇用創出を推進していくことを目的としています。

●制度の流れ(※詳しくは裏面をご確認ください。)

1. 所有する物件の情報を町に登録します。
2. 立地を希望する企業は、町に申し出を行います。
3. 物件の所有者に、企業から申し出があったことを連絡します。
4. 所有者と企業が交渉を行います。
(※物件の売買、賃貸などの交渉に町は関与しません。)



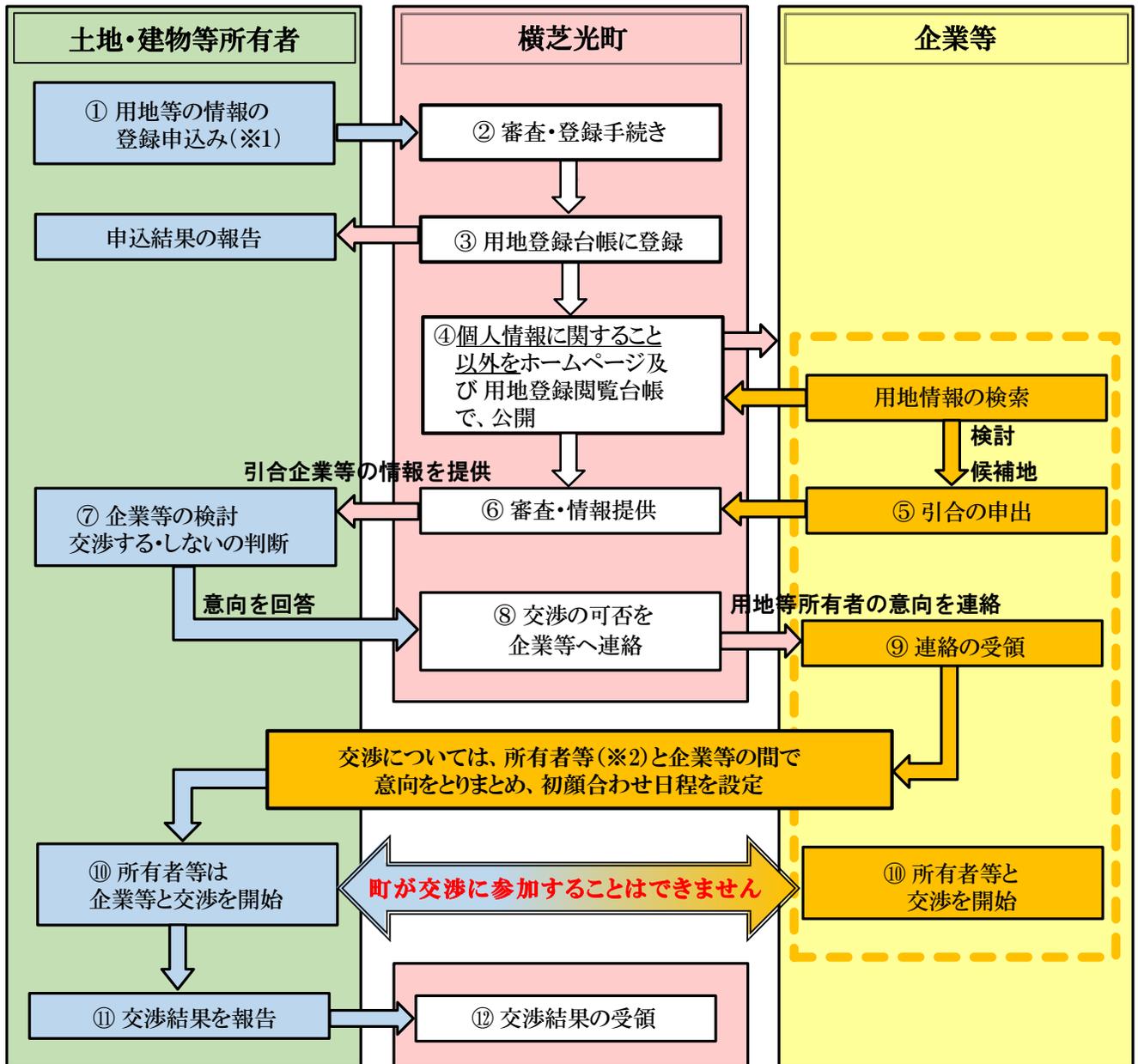
●登録できる要件

1. 法令による土地利用の規制が適用されていないこと。
2. 土地については、1,000 m²以上の一団の土地で主要な道路に接続していること。
3. 工場、事務所等の建物については一棟の延床面積が100 m²以上で、敷地が主要な道路に接続していること。
4. 地上権、抵当権その他所有権以外の権利の設定等が行われていないこと、また設定されている場合でも、売買若しくは賃貸契約の時までに抹消されることが確実であること。
5. 土地の境界及び建物の所有区分が明確で、所有権の権利の帰属に争いが無いこと。
6. 宅地建物取引業者に物件の売却または賃貸の媒介または代理を依頼している場合は、業者との契約に違反するものではないこと。

※登録には申請が必要です。

詳しくは町ホームページをご覧ください。町企画空港課企業誘致班へお問い合わせください。

企業誘致用地等登録制度の流れ



【登録の要件】

- ・法令による土地利用の規制が適用されない1千平方メートル以上の一団の土地で、主要な道路に接続している土地であること。
- ・建物については、1棟の延床面積が100平方メートル以上で、敷地が主要な道路に接続していること。
- ・所有権以外の権利の設定が行われていないこと又は設定されていても契約の時までに抹消されることが確実であること。
- ・土地の境界及び建物の所有区分が明確で、所有権の帰属について争いが無いこと。
- ・宅地建物取引業者に仲介を依頼している場合は、必ずその業者の了解を得ていること。
- ・住宅用途の物件でないこと。

※1 登録の代理申請

所有者と宅地建物取引業者との間で媒介契約が成立している場合の申請において、所有者が申請を当該業者に委任する場合は、当該業者の承諾を得たうえで、当該契約書の写し及び所有者の委任状を添付してください。

※2 所有者等とは、所有者及び所有者と媒介等に関する契約を締結している協力者※3又は協力者以外の宅地建物取引業者をいいます。

※3 協力者とは、横芝光町企業誘致用地等登録制度に伴う媒介等の協定を締結した(一社)千葉県宅地建物取引業協会九十九里支部並びに(公社)全日本不動産協会千葉県本部に所属する宅地建物取引業者のうち、協定の趣旨に賛同し、町の協力者リストに掲載された者をいいます。